

○三郷市プレーパーク認定制度要領

令和8年7月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、こどもの主体性を大切にし、「こどもの居場所」(こども食堂、プレーパーク、オンライン空間等、時間や人との関係性を含め、こども本人が居場所と感じる場のこと)のさらなる充実を図るため、遊びや体験活動のプレーパーク事業を実施する団体を三郷市(以下「市」という。)が認定し、その活動を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)こども こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に定める者
- (2)プレーパーク こどもが主体的に工夫をして遊びを創り出す等、自らの責任において自由に遊ぶことや様々な体験ができる場や機会をいう
- (3)団体 プレーパークを開催し、運営する団体
- (4)プレーリーダー こどもの心身の発達、遊び、プレーパークにおける安全性の確保その他プレーパークの運営に必要な知識を有している者

(認定団体の要件)

第3条 プレーパークを運営する団体であって、次の各号にいずれも該当するプレーパーク認定団体(以下「認定団体」という。)は市長の認定を受けることができる。

- (1)プレーパークの趣旨を理解し、継続的に活動を行う意思を有すること。
- (2)プレーリーダーを有すること。
- (3)活動を適切に実施するための運営体制を有すること。
- (4)政治活動、宗教活動、特定の思想の普及を目的としないこと。
- (5)プレーパークの開催にあたり営利を目的としないこと。
- (6)安全管理体制及び事故発生時の対応体制を整備していること。
- (7)公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (8)関係者及び関係団体に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団若しくは暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人がいないこと。

(9)関係者及び関係団体に、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体の構成員がいないこと。

(10)プレーパーク開催中の事故等に対応するための賠償責任保険に加入していること。

(11)その他市長が必要と認めるもの。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)三郷市プレーパーク認定団体申請書(様式第1号)

(2)構成員名簿

(3)事業計画書

(4)安全管理計画

(5)過去の実績を証する書類

(6)加入した賠償責任保険の内容がわかるもの

(7)その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、市との包括連携協定書等において、こども・子育て支援分野に係る連携を合意している団体等は、前項第2号から第6号までの書類の提出を省略することができる。

(審査)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、書類審査、面談、現地確認等により、認定の可否を決定する。

(認定の決定)

第6条 市長は、認定を決定したときは、三郷市プレーパーク認定団体証(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、認定の申請を却下したときは、三郷市プレーパーク認定団体申

請却下通知（様式第 3 号）を交付するものとする。

（市の支援）

第 7 条 市長は、認定団体の活動が円滑に実施されるよう、次に掲げる支援を行うことができる。

（1）市広報媒体（広報紙、公式ウェブサイト、SNS 等）を活用した情報発信および広報活動

（2）その他市長が必要と認める支援

（変更の届出）

第 8 条 認定団体は、第 4 条第 1 項の申請内容その他登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。（様式第 4 号）

（実施報告）

第 9 条 認定団体は、事業年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする）終了後すみやかに活動実施報告書を市長に提出しなければならない。

（事故の対応）

第 10 条 プレーパーク開催中に事故が発生した場合、認定団体は応急の処置を講じたのち、事故の状況および経過について市へ速やかに報告しなければならない。

2 認定団体は、事故報告書（様式第 5 号）を作成し、市長に提出しなければならない

（免責）

第 11 条 市は、認定団体の活動に関連して発生した事故、損害その他のトラブルについて、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。ただし、必要に応じて情報提供や助言を行うものとする。

（認定の取消し）

第 12 条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1）この要領に違反したとき。

（2）虚偽の申請があったとき。

（3）活動が継続できないと認められるとき。

（4）その他市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、認定を取り消したときは、三郷市プレーパーク認定取消通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。